

# その空いている家 賃貸活用など、 考えてみませんか？

## 町空家バンクに物件登録を

町では、「空家物件」と「居住希望者」をマッチングする「空家バンク」を開設しています。空家バンクに登録する賃貸・売却物件を募集しています。

賃貸物件に対する引き合いは強く、過去に登録された空家は、そのほとんどが成立に至っています。空いている家がありましたら、活用のチャンスかもしれませんので、空家の所有者、実際に管理している方、これらのご親族など、まず、お気軽に、ご連絡ください。

なお、賃貸での空家バンク登録の場合は、物件の登記上の所有者が亡くなっている場合など登記が未整理でもバンク登録ができます。バンク登録すると、家財撤去費の補助や、信頼できる登録宅建業者らによる移住希望者らの物件案内サポートを受けられるなどのメリットがあります。

ぜひご利用ください  
「空家に関する制度」

お問い合わせ 宇治田原町まちづくり推進課

☎ 0774-88-6616

Eメール machi@town.ujitawara.lg.jp

## 空家は意外に資産？



# 相続・登記、不良空家 放っておくと、子・孫がもっとピンチに

## 空家等の相続・登記の困りごとを専門サポート

空家を売却するにも、相続や登記が、まだできずに困っている方には、町と連携している司法書士をご紹介します。不動産の相続登記などは放っておくと、後の世代になるほど、権利の整理や手続きが困難になり、子孫へ負担を課すこととなります。お早めにご相談ください。

## 危険な空家の解体には、 補助があります(最大 40 万円)

利活用できない危険な空家等の除却工事にかかる費用の補助(最大40万円)があります。

危険な状態で放置され、周辺環境に著しく悪影響を及ぼすなどとして「特定空家」と判断されると、補助額と補助率は下がります。また、「土地の固定資産税の増額(住宅用地特例が除外)」などの措置が講じられる可能性があります。



### ご相談が奏功した事例



#### ご相談①

「ご近所の空家が気になっていて…」

- ➡ 町から所有者に連絡。  
その物件は空家バンクに登録され、それを見た人が賃貸で入居。



#### ご相談②

「子どもたちへの自宅の相続や遺書の書き方について教えてほしい。」

- ➡ 相続・権利手続きの専門家・司法書士による個別相談へ。遺言書の作り方などについて助言を受ける。